

令和7年度事業計画一部変更

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

米をめぐる状況が生産、流通、消費のいずれの段階においても変化しつつある中、米の安定供給への関心が高まっている。こうした環境を踏まえ、米穀機構は、新たな食料・農業・農村基本計画の策定等の動きに的確に対応しながら、会員のニーズに応えつつ公益目的事業等各般の事業の適正、円滑な実施を図る。

I 公益目的事業

第1 信用保証事業

米穀流通及び信用保証事業をめぐる厳しい環境に対応して、代金保証及び運転資金保証を通じた迅速・適切かつ堅実な実施を図るとともに、引き続き農業競争力強化支援法に基づく会員卸の合理化に向けた取組や経営改善に向けた取組を支援する。

信用保証事業の根幹をなす保証基金については、安全かつ効率的な運用に努めるものとする。昨今の金利上昇に伴い有価証券運用収入は回復しつつあるが、引き続き事業経費の節減等に努めながら、円滑な保証事業の運営を図る。なお、一般正味財産の期末残高不足が想定される場合には、基金積立金の取り崩しによることを基本として適切に対応する。

1 保証事業の運営

産地では、米の需要に応じた生産が進められ、米の需給環境が改善したことに加え、米の生産に係る光熱動力費及び肥料価格の上昇や集荷競争により、令和6年産米の相対取引価格は前年度を上回って推移している。また、原材料費、精米加工・販売に係る人件費・運送費等コメ諸経費の高騰及び日本銀行の大規模な金融緩和の縮小による金融資本市場の変動など会員卸を取り巻く環境は先行きが見通せず、より厳しさが増すことも予想される。こうした状況を踏まえ、保証事業においては、米穀の安定流通の確保と米穀流通業者の経営安定に資するため、米穀代金保証及び米穀運転資金保証の迅速かつ適切な対応とともに会員卸の経営環境に即した有用性の高い保証の検討を進める。

このうち、米穀代金保証については、必要に応じて単位農協（経済連を含む）を保証先として追加し、利用推進を図る。また、「卸間売買保証」の実効性を含め、事前契約、複数年契約、所有権移転時期の細分化等多様化する取引の実態に即した保証制度について引き続き検討を進める。

米穀運転資金保証については、米の仕入価格が上昇する中で、資金繰りに支障を来さないよう臨時保証を通じた迅速かつ適切な保証対応に努める。

保証事業の運営に当たっては、厳正な信用審査を実施し、適正な保証債権の管理、保全に努めるとともに、求償権については適切かつ効果的な回収に努める。また、会員卸の多様化するニーズに適切に対応し、円滑な業務運営を図るため、新たな職員の採用を見込むとともに、人材の育成に努める。

2 経営指導の推進

(1) 米穀卸の経営環境の変化に対応した事業戦略の策定並びに経営体質の基盤強化に資するため、会員卸の経営課題解決に向けた経営相談、経営指導に応じるとともに、関係中央団体とも連携して、

会員卸の経営の改善に向けた取組を支援する。

- (2) 会員の実務担当者等を対象に、時宜を得たテーマを探り上げた本機構主催による講習会を引き続き開催する。
- (3) 会員の主催による経営研究会等について、会議費等開催費の一部助成を引き続き実施する。
- (4) 「米穀卸売業者の経営指標」等関係資料の作成配布その他の情報活動を行う。

第2 集荷円滑化対策事業等

1 「新たな米・米加工品需要開発事業」に係る取組

(1) 米粉等新たな米需要開発事業

- ア 平成29年3月に国から公表された米粉の用途別基準及び米粉製品普及のための表示（いわゆるノングルテン表示）に関するガイドラインに関して、国と連携して普及を支援する取組を行う。
- イ 米粉の普及促進・需要拡大を図るため、米粉レシピ実践講座を次のように実施する。
 - (ア) 調理師等のプロや一般向けの講座等の特設サイトをインターネット上に設け、YouTubeやレシピサイト等を活用して動画等を配信する。
 - (イ) 学校給食関係者等に対する料理レシピやメリット等に係る講習会の開催やWeb等を通じた優良事例の紹介・発信により、学校給食等における米粉普及を図る。
 - (ウ) 各種イベント等で、(ア)・(イ)で制作した動画等の2次利用を図るとともに、これをレシピ集として配布する等コンテンツの活用に努める。
- ウ 米粉の需要の拡大を図るため、食品に係る各種イベントへの出展などを行う。また、米粉への世間の注目度が高まってきている中で、さらに需要の裾野を広げることにつながるような取組等について取り組む。

(2) 米・米加工品の輸出拡大事業

新たな米需要の創出と拡大を図るため、米・米加工品の輸出拡大に取り組み、国内外における米・米加工品のイベントへの出展、講習会の開催、米・米加工品の輸出に関する情報の収集提供、これらに付帯する事業などを実施する。

2 過剰米対策基金の管理・運営

事業運営に当たっては運営経費の節減を図るなど、過剰米対策基金の適切な管理、運用に努める。

第3 米消費拡大事業

米を主食とした日本型食生活（ごはん食）を通じて、世代・ライフステージ等に応じた健全な食習慣の確立を目指すとともに、簡便化志向等国民の価値観の変化に伴う食へのニーズや食文化と結びついた新たな消費の契機となるような事業を実施。

また、ホームページを核に、ニーズに応じた情報を提供するとともに、食育の推進に利用できる資料等を適切な訴求媒体で提供する事業を実施。

なお、ホームページについては、見直しに向けた準備・検討作業を開始する。

1 ごはん食普及事業

(1) 世代・ライフステージに即した取組

世代・ライフステージ等に応じた健全な食習慣の確立に資する観点から、米やごはんに関する基

基礎知識や米を主食とした日本型食生活の良さ・重要性を普及・啓発するための取組を、紙・電子媒体あるいはセミナー等の訴求媒体を活用して行う。

また、令和4年度から3年間かけてライフステージにフォーカスした総括的な取組を実施してきた「食育健康サミット」は、ホームページの見直し等の中で、これまでの成果も活用した情報提供等の取組として、その内容等を検討する。

(2) 食文化や伝統行事等と結びついた取組

ごはん・ごはん食の食べる楽しさ、作る楽しさ等を伝えるため、夏越の祓にちなんで提案した「夏越ごはん」等、食文化や伝統行事と結びついた取組をSNS等も含めたさまざまな訴求媒体を活用して行う。

2 各種媒体を活用した情報提供事業

(1) インターネットを活用した情報提供の取組

米ネットを通じて、米及び米を主食とした日本型食生活（ごはん食）の最新情報、米及びごはん食の健康性、ごはん食に係る各種メニュー及び上記のごはん食普及事業の成果等を提供する。なお、ホームページについては、見直しに向けた準備・検討作業を開始する。

(2) 食育活動等に資する情報の提供

米の歴史、食文化、生産から流通、米を主食とした日本型食生活の良さ、行事食と米の関わり等を紹介している米副読本「お米・ごはんBOOK」を作成し、お米出前事業等の食育活動に提供する。

(3) 関係組織と連携した事業

米穀流通業者を始め、関係組織と連携・協働し、ごはん食の普及・理解向上に向けた種々の取組を実施する。

第4 情報提供事業

国民生活に不可欠な米の安定供給を確保するため、米の消費、生産、需給等に関わる基礎データ等の収集及び情報提供事業として、米に関する消費、需給、価格、生産動向の基本的調査を行うとともに、データの正確性の確保に努めた上でホームページ等により国民全般に対して適宜、的確に情報提供を行う。

1 基本的調査等の実施

(1) 米の消費動向調査

米、ご飯の消費等の動向に関する調査を行う。

(2) 米取引関係者の判断に関する調査（D I 調査）

米の需給、価格動向について現状判断及び見通し判断等の調査を行う。

(3) 水稲の品種別作付動向調査

水稲の品種別の作付動向に関する調査を行う。

2 米に関する情報提供の実施

(1) ホームページによる情報提供

1の基本的調査等の調査結果や集約結果、及び米の生産、作柄、品質等の動向、米・ご飯の健康性、レシピ、文化と歴史等に係る広範な情報について収集・加工等を行い、これらの情報をホーム

ページにおいて発信する。

(2) 問い合わせ等への対応

米の生産、流通、販売、消費等に関する各種照会等に対し迅速に対応する。

(3) その他

将来的な我が国の食生活がどうなっていくのか、特に米消費の姿がどうなっていくのか等に関する各種調査レポート等の材料の収集・分析を行う。

3 その他

ホームページの見直しに向けた準備・検討作業を開始する。

Ⅱ その他の事業（相互扶助等事業）

第1 信用保証事業

1 米穀設備保証

米穀販売業務遂行上必要とする米穀のとう精、貯蔵等の設備を導入するに際して、その調達方法に応じて次の債務保証を行う。また、「事業再編促進保証（設備・リース）」により、農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の認定を受け、事業再編を実施する会員卸の取組を支援する。

(1) 米穀設備資金債務保証

(2) 米穀設備リース債務保証

2 社内預金保証

米穀販売事業者である会員が、その従業員から委託を受けて管理する貯蓄金（社内預金）の元本の返還債務に関する保証を行う。

第2 もち米需給安定支援対策事業

もち米は、作柄や需要のわずかな変動により需給の不均衡を生じやすい特性があることを踏まえ、もち米の適正かつ円滑な流通を図り、もってもち米の安定供給の確保を支援するための以下の事業を行う。

1 もち米の需給及び価格の安定に資する事業を行う。

実施の可否や、具体的な内容は、生産年の作柄・需給のバランス・価格等を勘案して決定する。

2 生産者団体や実需者団体が実施する国内産もち米及びこれを原料とした製品の需要拡大事業を助成する。

3 もち米に関する情報収集・提供事業を行う。

4 もち米需給安定支援対策基金については、資金管理方針に基づき適切な管理・運用に努める。

第3 流通合理化推進事業等

米穀販売業者の農業競争力強化への取組、並びに精米関連設備の改善、合理化に資するため、設備リース料等の一部助成を行う精米設備導入リース助成事業を実施する。

Ⅲ コスト指標作成等事業の準備活動

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第42条第1項の規定に基づく認定を受けて、令和8年度から、米について同条の指標作成等業務を新たな公益目的事業として

開始するため、次のような活動を行う。

1 公益認定の変更申請

本事業を公益目的事業として実施するため、内閣府に対して「公益認定の変更申請」を行う（申請する事業の内容は別紙に記載のとおり）。

2 資料の収集、関係団体との協議等

事業の円滑な開始に向けて、公益認定後、以下の準備活動を実施する。

- ・米の持続的な供給に要する費用に関して参考すべきコスト指標に係る資料の収集
- ・米穀流通に関わる関係団体（生産集荷団体、卸売業者団体、小売業者団体等）との協議
- ・必要に応じて、国の補助金を活用した調査・研究の実施

3 食料システム法第42条の認定申請

準備が整い次第、食料システム法第42条の規定に基づく指標作成等業務の農林水産大臣への認定申請を行う。

事業名：コスト指標作成等事業

事業の内容

(1) 事業の趣旨・目的

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）に基づき、米に関するコスト指標の作成等を行います。これにより、米穀流通の適正化・円滑化を推進し、国民への安定的な米の供給の確保を支援することを目的とします。

(2) 事業の概要

米の事業者間等の売買その他の取引において、その持続的な供給に要する費用に関して参考すべき「米のコスト指標」を作成します。これには、関連資料の収集、指標の作成、そして公表が含まれます。また、事業者や消費者への理解促進のための必要な情報提供、及びこれらに付帯する業務も行います。

(3) 受益の機会

米の生産・流通に関わる各段階（生産・集荷・卸売・小売など）を代表すると認められる団体から推薦された委員による「米のコスト指標作成等委員会」を設置し、指標の作成を行います。作成された指標は広く公開され、事業者や消費者が自由に活用できます。

(4) 受益者の義務・受益の条件

作成された米のコスト指標は、すべての事業者・消費者が自由に入手・利用可能です。利用に際して特別な義務や条件はありません。

(5) 事業の合目的性の確保の取組

コスト指標作成等事業は「食料システム法」に基づき実施されます。